公益財団法人防衛基盤整備協会令和７年度防衛装備移転円滑化基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する防衛大臣の意見

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない

令和８年１１月２０日
防衛装備庁装備政策部国際装備課

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第１８条第９項の規定に基づき、公益財団法人防衛基盤整備協会令和７年度防衛装備移転円滑化基金に係る業務に関する報告書を、防衛大臣の意見を付して報告するものである。

公益財団法人防衛基盤整備協会令和７年度防衛装備移転円滑化基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する防衛大臣の意見

公益財団法人防衛基盤整備協会令和７年度防衛装備移転円滑化
基金に係る業務に関する報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

公益財団法人防衛基盤整備協会令和７年度防衛装備移転円滑化
基金に係る業務に関する報告書に付する防衛大臣の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

公益財団法人防衛基盤整備協会令和７年度防衛装備移転円滑化基金に係る業務に関する報告書

目　次

Ⅰ．令和７年度防衛装備移転円滑化基金に係る業務に関する報告書・・・・・・・・・・・・　３

Ⅱ．参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

資料１　防衛装備移転円滑化事業費補助金交付要綱について（防装庁（防）第１２１号。令和６年２月２１日）
資料２　装備移転支援実施基準（令和５年１０月１０日防衛大臣決定）
資料３　公益財団法人防衛基盤整備協会　装備移転支援業務規程（令和６年防基理第１号）
資料４　参照条文

Ⅰ．令和７年度防衛装備移転円滑化基金に係る業務に関する報告書

令和７年度防衛装備移転円滑化基金に係る業務について

１　基金の概要

公益財団法人防衛基盤整備協会（以下「本法人」という。）は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号。以下「法」という。）第１５条第１項の規定に基づき、令和６年２月１６日に指定装備移転支援法人に指定された。

これを受け、本法人は、防衛装備移転円滑化事業費補助金交付要綱について（防装庁（防）第１２１号。令和６年２月２１日）（資料１）の規定に基づき、令和６年３月２５日に４００億円が交付され、その全額をもって基金を造成した。また、令和６年５月１６日に４００億円が、令和７年５月２６日に４００億円が同様に交付され、基金を造成した。

２　基金の管理体制等

本法人は、業務を適切に行うため、専任部署である第２事業部業務第４課において、必要な人員の確保を行う等、令和６年度に引き続き基金の管理体制の整備を行った。

基金の管理及び運用については、法第１７条及び装備移転支援実施基準（令和５年１０月１０日防衛大臣決定）（資料２）に基づき、公益財団法人防衛基盤整備協会　装備移転支援業務規程（令和６年防基理第１号）（資料３）において規定している。

３　業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）

（単位：百万円）

		令和７年度	令和８年度（見込み）
前年度末基金残高(a)		79,911	113,406
収入	国からの資金交付額	40,000	40,000
	運用収入	223	278
	その他	－	－
	合　計　(b)	40,223	40,278
支出	事業費	6,694	153,037
	管理費	34	36
	合　計　(c)	6,728	153,073
国庫返納額　(d)		－	－
当年度末基金残高(a+b−c−d)		113,406	611
（うち国費相当額）		(113,406)	(611)

※ 十万円以下四捨五入

４　令和７年度の基金事業の認定件数・認定額

認定件数（単位：件）	7
認定額　（単位：百万円）	53,313

５　保有割合

基金の年度末残高については、令和７年度末時点での保有割合は「１」となる。

＜保有割合の算定根拠＞

（令和７年度末基金残高）÷（令和８年度以降の業務に必要となる金額）

６　基金事業の目標に対する達成度

装備品等の海外への移転は、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出等のための重要な政策手段となることから、国から交付を受けた補助金により設置した基金を財源として、装備移転に関して対象となる装備品等の仕様及び性能の調整のために必要な資金につき助成することにより、官民一体となって装備移転の活発化を図ることを目標としている。

目標の達成に向けて、本法人は法第１５条第３項の規定に基づき、装備移転支援業務として次の（１）及び（２）の業務を実施した。

（１） 認定装備移転事業者が認定装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付及びそれに附帯する業務

令和７年度においては、認定装備移転事業者に対する助成金の交付を行うに当たって、認定装備移転事業者からの交付申請の受付・審査・交付決定や助成金額の確認を行い適切な執行に努めた。その際、防衛省と連携し、装備移転事業者の装備移転仕様等調整計画の内容に基づき、適切な助成金の執行を行うよう留意した。令和７年度は、最終的に７件の装備移転仕様等調整計画に対して、助成金として６６億９，３７８万円を支出した。

（２） 装備品製造等事業者による装備移転仕様等調整に関する事項について、照会及び相談に応じ並びに必要な助言の実施及びそれに附帯する業務

令和７年度においては、令和５年度に整備した相談窓口を適切に運用し、認定装備移転事業者やそれ以外の装備品製造等事業者からの応対を実施し、要すれば防衛省と適切に連携することによって、照会や相談に対応した。

Ⅱ．参考資料

（資料１）

防装庁（防）第１２１号
令 和 ６ 年 ２ 月 ２ １ 日

公益財団法人防衛基盤整備協会
　理事長　鎌田　昭良　殿

防衛大臣
（公印省略）

防衛装備移転円滑化事業費補助金交付要綱について（通知）

標記について、別添のとおり定めたので通知します。
また、令和５年度防衛装備移転円滑化事業費補助金の交付申請期限を令和６年３月８日としましたので、併せて通知します。

添付書類：防衛装備移転円滑化事業費補助金交付要綱

防衛装備移転円滑化事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号。以下「防衛生産基盤強化法」という。）第１８条第２項の規定による防衛装備移転円滑化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、防衛生産基盤強化法、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行令（令和５年政令第２９０号）、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和５年防衛省令第１４号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、防衛生産基盤強化法において使用する用語の例による。

（交付の目的）

第３条　補助金は、防衛生産基盤強化法第１８条第１項に規定する基金（以下「防衛装備移転円滑化基金」という。）を造成することにより、装備移転の円滑化に資することを目的とする。

（交付の事務）

第４条　補助金の交付に関する事務は、防衛装備庁長官が行うものとする。

（交付の対象）

第５条　補助金は、指定装備移転支援法人が防衛装備移転円滑化基金を造成する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

（交付先及び申請手続）

第６条　補助金は、指定装備移転支援法人に対し、その申請に基づいて交付する。

２　前項の申請は、別記様式第１による交付申請書を防衛大臣に提出して行うものとする。

（交付額）

第７条　補助金の交付額は、定額とする。

（交付の決定）

第８条　防衛大臣は、第６条第２項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該交付申請書の審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、原則として、当該交付申請書が到達した日の翌日から起算して１月以内に交付の決定を行うものとする。

２　防衛大臣は、前項の決定を行ったときは、その旨を別記様式第２による交付決定通知書により指定装備移転支援法人に通知するものとする。

（交付の条件）

第９条　防衛大臣は、前条第１項の決定に際して次の各号に掲げる条件を付すものとする。

⑴　指定装備移転支援法人は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、防衛大臣の承認を受けなければならないこと。

⑵　指定装備移転支援法人は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに防衛大臣に報告して、その指示を受けなければならないこと。

⑶　指定装備移転支援法人は、装備移転支援業務であって防衛装備移転円滑化基金を財源として行うもの（以下「基金業務」という。）に係る運営及び管理に関する基本的事項として次に掲げるものにつ

いて、補助事業の完了後速やかに公表しなければならないこと。
イ　基金の名称
ロ　基金の額
ハ　基金業務の概要

⑷　指定装備移転支援法人は、防衛装備移転円滑化基金を廃止するまでの間、毎年度、防衛装備移転円滑化基金の額及び基金業務の実施状況を防衛大臣に報告しなければならないこと。

⑸　指定装備移転支援法人は、次のいずれかに該当する場合には、速やかに、第６条第１項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付しなければならないこと。
イ　防衛装備移転円滑化基金の額が装備移転支援業務の実施状況その他の事情に照らして過大であると防衛大臣が認めた場合
ロ　防衛大臣が定めた防衛装備移転円滑化基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により防衛装備移転円滑化基金を廃止した場合

⑹　その他必要な条件

（申請の取下げ）

第１０条　防衛大臣は、指定装備移転支援法人が、第８条第１項の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、第６条第１項の申請を取り下げようとするときは、第８条第２項の規定による通知を受けた日から起算して１５日以内にその旨を記載した書面を提出させるものとする。

（実績報告）

第１１条　防衛大臣は、指定装備移転支援法人に対し、防衛装備移転円滑化基金を造成した日から起算して１月を経過した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受けた日から起算して１月を経過した日）又は防衛装備移転円滑化基金を造成した日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、別記様式第３による事業実績報告書を提出させるものとする。

（額の確定）

第１２条　防衛大臣は、前条の事業実績報告書の提出を受けた場合においては補助金の額を確定し、別記様式第４による確定通知書により指定装備移転支援法人に通知するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第１３条　防衛大臣は、補助事業の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第８条第１項の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

⑴　指定装備移転支援法人が、防衛生産基盤強化法第２５条第１項又は第２項の規定によりその指定を取り消された場合

⑵　指定装備移転支援法人が、防衛生産基盤強化法その他の法令若しくはこの要綱の規定又はこれらに基づく防衛大臣の処分若しくは指示に違反した場合

⑶　指定装備移転支援法人が、補助事業、防衛装備移転円滑化基金の運用及び管理その他の装備移転支援業務に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

⑷　天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（指定装備移転支援法人の責に帰すべき事情による場合を除く。）

２　防衛大臣は、前項の規定により第８条第１項の決定の取消しを行った場合は、指定装備移転支援法人に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（電磁的記録）

第１４条　適正化法第２６条の２に規定する電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、防衛大臣の使用に係る電子計算機による情報処理の用に供することができるものとする。

（電磁的方法）

第１５条　適正化法第２６条の３第１項に規定する電磁的方法は、電子情報処理組織による申請等として防衛省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成１５年内閣府令第６９号）第４条各項に規定する方法とする。

（委任規定）

第１６条　この要綱の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定める。

別記様式第１（第６条第２項関係）

交付申請書
（防衛装備移転円滑化事業費補助金）

（文書番号）
年　　月　　日

防衛大臣　氏名　　殿

住　　所
法人の名称
代表者の氏名

標記の補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第５条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の概要

２　補助事業の目的、内容、経費の配分等
付紙「事業計画明細書」に記載のとおり

３　補助事業の完了予定期日
年　　月　　日（　）

４　交付申請額
金　　円

以上

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

添付書類

番号	添付書類の種類
1	事業計画明細書
2	申請者の営む主な事業を記載した書類
3	申請者の資産及び負債を記載した書類
4	補助事業の効果を記載した書類
	（その他必要な書類を記載）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

付紙

事業計画明細書
（防衛装備移転円滑化事業費補助金）

1　補助事業の目的及び内容等

（単位：円）

目的及び内容	
事業に必要な資金	
自己資金	
補助金（交付申請額）	

2　補助事業の経費の配分及び使用方法

（単位：円）

区分	所要額	所要額の内訳		算出の基礎
		自己資金	補助金	
合計				

3　補助事業に関して生ずる収入金

（単位：円）

項目	金額

4　自己資金の調達方法

（単位：円）

調達方法	金額

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第２（第８条第２項関係）

交付決定通知書
（防衛装備移転円滑化事業費補助金）

文書番号
年　　月　　日

一般○○法人（又は公益○○法人）　○○
代表理事（又は理事長等の役職名称）　氏名　殿

防衛大臣　氏名

年　　月　　日付け交付申請書をもって交付申請のあった防衛装備移転円滑化事業費補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第８条の規定により通知します。

記

１　交付決定額
金　　円

２　交付の条件
⑴　この補助金の交付を受けた者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、防衛大臣の承認を受けなければなりません。
⑵　この補助金の交付を受けた者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに防衛大臣に報告して、その指示を受けなければなりません。
⑶　この補助金の交付を受けた者は、装備移転支援業務であって防衛装備移転円滑化基金を財源として行うもの（以下「基金業務」という。）に係る運営及び管理に関する基本的事項として次に掲げるものについて、補助事業の完了後速やかに公表しなければなりません。
イ　基金の名称
ロ　基金の額
ハ　基金業務の概要
⑷　この補助金の交付を受けた者は、防衛装備移転円滑化基金を廃止するまでの間、毎年度、防衛装備移転円滑化基金の額及び基金業務の実施状況を防衛大臣に報告しなければなりません。
⑸　この補助金の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合には、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付しなければなりません。
イ　防衛装備移転円滑化基金の額が装備移転支援業務の実施状況その他の事情に照らして過大であると防衛大臣が認めた場合
ロ　防衛大臣が定めた防衛装備移転円滑化基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により防衛装備移転円滑化基金を廃止した場合

（次頁に続く）

３　申請の取下げの期日

適正化法第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して１５日以内とします。

４　実績報告

この補助金の交付を受けた者は、防衛装備移転円滑化基金を造成した日から起算して１月を経過した日（防衛装備移転円滑化基金の廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して１月を経過した日）又は防衛装備移転円滑化基金を造成した日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、事業実績報告書を防衛大臣に提出しなければなりません。

以上

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第３（第１１条関係）

事業実績報告書
（防衛装備移転円滑化事業費補助金）

（文書番号）
年　　月　　日

防衛大臣　氏名　　殿

住　　所
法人の名称
代表者の氏名

　　年　　月　　日付け交付決定通知書をもって交付の決定の通知を受けた防衛装備移転円滑化事業費補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１４条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の実績概要

２　補助事業の完了日（防衛装備移転円滑化基金の造成日）
　　年　　月　　日（　）

以上

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

添付書類

番号	添付書類の種類
1	防衛装備移転円滑化基金の状況を示す書類
	（その他必要な書類を記載）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第４（第１２条関係）

確定通知書
（防衛装備移転円滑化事業費補助金）

文書番号
年　　月　　日

一般○○法人（又は公益○○法人）　○○
代表理事（又は理事長等の役職名称）　氏名　殿

防衛大臣　氏名

年　　月　　日付け事業実績報告書について審査した結果、　　年　　月　　日付け交付決定通知書により通知した補助金の額を下記のとおり確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１５条の規定により通知します。

記

確定額　金　　円

以上

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

装備移転支援実施基準

令和5年10月10日
防 衛 大 臣 決 定

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号。以下「法」という。）第１５条第４項及び防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和５年防衛省令第１４号。以下「施行規則」という。）第１７条の規定に基づき、指定装備移転支援法人（以下「指定法人」という。）が装備移転支援業務を実施する際に従うべき基準として、装備移転支援実施基準を次のとおり定める。

なお、この装備移転支援実施基準において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

１　装備移転支援業務の具体的内容に関する事項

指定法人は、装備移転支援業務として次に掲げる業務及びこれらに附帯して基金の管理に関する業務を行うものとする。

⑴　認定装備移転事業者が認定装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な一連の作業に係る費用を対象に、当該認定装備移転仕様等調整計画の実施期間において実際に発生したものの額を助成金として交付すること。

⑵　装備品製造等事業者による装備移転仕様等調整に関する事項についての照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うための一元的な窓口を設置し、これらを行うこと。

２　装備移転支援業務の実施体制に関する事項

指定法人は、装備移転支援業務を適正かつ確実に実施する体制を構築するため、次に掲げる措置について装備移転支援業務規程に定め、当該定めに基づきこれらを実施するものとする。

⑴　装備移転支援業務を実施する専任の部署を設置すること。

⑵　前号の部署に装備移転支援業務を統括する責任者を配置すること。

⑶　装備移転支援業務以外の業務を行う場合にあっては、その業務を行うことによって装備移転支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼさないよう、装備移転支援業務の実施に必要な人員を常に確保すること。

⑷　法第１７条第５項の規定に基づく装備移転支援業務規程の公表、第１９条第２項の規定に基づく事業計画書及び収支予算書の公表並びに第１９条第３項の規定に基づく事業報告書及び収支決算書の公表等により、装備移転支援業務の実施の透明性を確保すること。

３　装備移転支援業務の実施方法に関する事項

指定法人は、法第１７条第２項及び施行規則第２０条に規定する事項について装備移転支援業務規程に定め、当該定めに基づきこれらを実施するものとする。

４　装備移転支援業務に関する秘密の保持に関する事項

指定法人は、装備移転支援業務を通じて知り得た情報について、装備移転支援業務の実施の目的以外に利用してはならないものとする。その実施に際しては、当該情報の管理に係る責任者を置き、これを確実に保全するための体制を構築するものとし、その措置を装備移転支援業務規程に定めるものとする。

５　助成事業の監督に関する事項

指定法人は、助成事業（助成金の交付を受けて行う装備移転仕様等調整をいう。）が、認定装備移転仕様等調整計画で定める当該認定装備移転仕様等調整計画の実施期間並びに助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従っていることを確認するほか、当該助成事業を実施する認定装備移転事業者に対し必要な監督を行うものとする。

（資料３）

令和６年防基理第１号

公益財団法人防衛基盤整備協会装備移転支援業務規程を次のように定める。

令和６年２月２６日

公益財団法人防衛基盤整備協会
理事長　　鎌　田　昭　良

公益財団法人防衛基盤整備協会　装備移転支援業務規程

目次

第１章　総則
第２章　助成業務
第３章　基金の管理等
第４章　照会・相談業務
第５章　秘密の保持
第６章　雑則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人防衛基盤整備協会（以下「当協会」という。）が、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号。以下「防衛生産基盤強化法」という。）第１５条第１項の規定に基づき指定された指定装備移転支援法人として行う装備移転支援業務の適正な運営を図るため、これらに関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（通則）

第２条　当協会が行う装備移転支援業務（基金の管理を含む）は、防衛生産基盤強化法その他の法令、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針（令和５年防衛省告示第２１６号）及び装備移転支援実施基準（防装庁（事）第３５３号。令和５年１０月１０日）に定められるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第３条　この規程において使用する用語は、防衛生産基盤強化法において使用される用語の例による。

（実施体制）

第４条　当協会は、装備移転支援業務を実施する専任部署（以下「装備移転支援担当課」という。）として、第２事業部業務第４課を設置し、その部署に管理責任者として業務

第４課長を配置するとともに、総括責任者として装備移転支援担当理事を置いて当該業務を総括させるものとする。

２　前項に規定するもののほか、業務の適正かつ確実な運用を図るため、装備移転支援担当課には業務第４課長のほかに常時装備移転支援業務に従事する職員を１人以上配置し、業務第４課長の指導監督の下、装備移転支援業務を行うものとする。

（事業計画等）

第５条　当協会は、防衛生産基盤強化法第１９条第１項の規定により、毎事業年度、装備移転支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、事業年度開始の１月前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）防衛大臣に認可を申請するものとする。

２　当協会は、防衛生産基盤強化法第１９条第３項の規定により、毎事業年度、装備移転支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後３月以内に、防衛大臣に提出するものとする。

３　前２項の書類の作成に当たっては、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。

４　第１項及び第２項に掲げる書類の公表は、当協会のホームページへの掲載により行うものとする。

（装備移転支援業務）

第６条　当協会は、防衛生産基盤強化法第１５条第３項及び防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和５年防衛省令第１４号。以下「施行規則」という。）第１６条の規定により、装備移転支援業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）認定装備移転事業者が認定装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整（以下「助成事業」という。）を実施するために必要な資金に充てるための助成金の交付及びこれに附帯する業務（以下「助成業務」という。）

（２）装備移転仕様等調整に関する事項についての照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと並びにそれに附帯する業務（以下「照会・相談業務」という。）

２　当協会は、装備移転支援業務の全部又は一部を第三者に委託してはならないものとする。

第２章　助成業務

（交付の目的）

第７条　助成金は、防衛生産基盤強化法第１５条第３項第１号の規定により、助成事業を行うために必要な資金に充てるため交付することにより、装備移転の円滑化に資することを目的とする。

（交付先及び申請手続）

第８条　助成金は、認定装備移転事業者に対し、その申請に基づいて交付する。

２　認定装備移転事業者は、前項の申請（以下「交付申請」という。）に際し、次のいずれ

にも該当しないことを誓約しなければならない。
（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）
（２）法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。）でその役員のうちに暴力団員等があるもの、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付の対象）
第９条　助成金は、助成事業を行うために必要な費用のうち、当該計画の実施期間において実際に発生したもの（以下「助成対象費用」という。）を交付の対象とする。
２　助成対象費用の区分及び助成金の額は、別表第１のとおりとする。
３　当協会は、助成金の交付の対象に関して疑義を生じたときは、防衛省に協議するものとする。

（交付決定）
第１０条　当協会は、交付申請があった場合には、これを審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、その交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、その旨を当該交付申請をした者に通知するものとする。
２　交付申請に係る書類が当協会に到達してから、当該交付申請に係る交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。
３　交付決定には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
（１）助成事業を行う事業者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならないこと。
（２）助成事業者は、交付決定の内容及びこれに付された条件に不服がある場合において、交付申請の取り下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から２０日以内に申し出なければならないこと
（３）助成事業者は、助成事業の内容又は助成対象費用の区分ごとに配分された額の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当協会に申請し、その承認を受けなければならないこと。
（４）助成事業者は、助成事業の内容又は助成対象費用の区分ごとに配分された額の軽微な変更をするときは、当協会に届け出なければならないこと。
（５）助成事業者は、助成事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、当協会に申請し、その承認を受けなければならないこと。
（６）助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について委託又は共同（以下「委託等」という。）により実施することを交付申請において明示し、当協会がこれを認めた場合にはこの限りではない。
（７）助成事業者は、前号ただし書きの規定により、助成事業の一部を委託等により実施

する場合は、その実施に関し、委託等に係る相手方との契約を書面により締結しなければならないこと。

（８）助成事業者は、前号の契約を締結するときは、その事業の性質上、著しく困難又は不適当である場合を除き、一般競争（予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）にいう一般競争をいう。）に付さなければならないこと。

（９）助成事業者は、助成事業に関し、売買、請負その他の契約（契約金額が１００万円未満のものを除く。）を締結しようとするときは、防衛省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を相手方としてはならないこと。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適当である場合は、当協会の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができること。

（１０）助成事業者は、防衛省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者との間で助成事業に関し締結されている契約に関し、当協会から解除その他の必要な措置を講ずべき求めがあった場合は、その求めに応じなければならないこと。

（１１）前２号及びこの号の規定は、助成事業者が締結する契約に関し、当該契約の相手方が他の契約を締結する場合に準用すること。この場合において、助成事業者は、当該他の契約においてこの規定が順守されるための必要な措置を講じなければならないこと。

（１２）助成事業者は、助成事業の経理をこれ以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならないこと。

（１３）助成事業者は、予定された期間内に助成事業を完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに当協会に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（１４）助成事業者は、助成事業を完了するまでの間、毎年度、助成事業の実施の状況に関し、翌年度の４月３０日までに当協会に報告しなければならないこと。

（１５）助成事業者は、当協会が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、速やかに当協会に報告しなければならないこと。

（１６）助成事業者は、助成事業を完了した日から起算して１月を経過した日（当該助成事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受けた日から起算して１月を経過した日）又は助成事業を完了した日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、助成事業の実績に関し、当協会に報告しなければならないこと。

（１７）助成事業者は、当協会が、助成事業の適正な遂行のため必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならないこと。

（１８）助成事業者は、当協会が、前号の実地調査を行う場合において、助成事業の適正な遂行のために必要な範囲において防衛省の職員を立ち会わせようとするときは、これに応じなければならないこと。

（１９）助成事業者は、当協会が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めなければならないこと。

（２０）助成事業者は、当協会が、助成事業に係る実施の状況又は実績の報告の内容が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当協会の指示に従わなければならないこと。
（２１）助成事業者は、当協会が助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、当協会が指定する期日（以下「納付期日」という。）までに返還しなければならないこと。
（２２）助成事業者は、助成金の返還の請求を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還しなければならないこと。
（２３）助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならないこと。
（２４）助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産又は成果（以下「取得財産等」という。）であって当協会の定めるもの（以下「処分制限付取得財産等」という。）を、当協会の定める期間内に処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとすることをいう。）しようとする場合には、当協会に申請し、その承認を受けなければならないこと。
（２５）助成事業者は、取得財産等について、善良な管理者の注意をもってこれを管理しなければならず、かつ、助成事業の完了後においても、助成金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
（２６）助成事業者は、処分制限付取得財産等について、標示票を貼付し、管理台帳を備え、その管理の状況を明らかにしなければならないこと。
（２７）助成事業者は、助成事業を完了するまでの間、毎年度、実施の状況に関する報告に併せ、処分制限付取得財産等の明細書を当協会に提出しなければならないこと。
（２８）助成事業者は、助成事業を完了した日から起算して１月を経過した日（当該助成事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１月を経過した日）又は助成事業を完了した日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、実績報告に併せ、処分制限付取得財産等の明細書を当協会に提出しなければならないこと。
（２９）助成事業者は、処分制限付取得財産等の処分により収入を生じたときは、当該収入を当協会に報告し、当協会の請求に応じその収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付しなければならないこと。
（３０）助成事業者は、助成事業の完了後、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、これを速やかに当協会に報告しなければならないこと。
（３１）助成事業者は、助成金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、当協会の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継してはならないこと。
（３２）助成事業者は、当協会が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて防衛省に対して提供することに同意しなければならないこと。
（３３）助成事業者は、当協会又は防衛省が、実施状況の報告の要求、助成事業の適正かつ円滑な実施のために必要な改善等の指導及び助言を行ったときは、実施状況の報

告若しくは当該指導及び助言を踏まえて助成事業を実施しなければならないこと。

（３４）前各号に定めるもののほか、助成金の適正な交付を行うために当協会が必要と認めるもの。

（交付申請の取下げ）

第１１条　当協会は、助成金の交付決定の通知を受けた者から前条第３項第２号として付した条件に基づき交付申請の取下げの申出があったときは、当該助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（助成事業の内容等の変更）

第１２条　当協会は、第１０条第３項第３号として付した条件に基づく承認の申請があった場合には、これを審査し、その内容が適正であると認めるときは、これを承認し、その旨を当該申請をした助成事業者に速やかに通知するものとする。

２　第１０条第３項第４号の軽微な変更は、次のいずれにも該当しない変更とする。

（１）助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするもの。

（２）助成事業の期間を変更しようとするもの。

（３）交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出するもの。

（４）交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の合計の１０分の２を超えて流用するもの。

（中止又は廃止）

第１３条　当協会は、第１０条第３項第５号として付した条件に基づく承認の申請があった場合には、これを審査し、その内容が適正であると認めるときは、これを承認し、その旨を当該申請をした助成事業者に速やかに通知するものとする。

（額の確定）

第１４条　当協会は、第１０条第３項第１６号として付した条件に基づく実績報告があった場合には、必要に応じ実地調査を行った上で、その内容が助成金の交付決定の内容（第１２条第１項に基づく変更の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付決定に係る認定装備移転仕様等調整計画の範囲内において、交付すべき助成金の額を確定し、これを当該助成事業者に通知するものとする。

（支払）

第１５条　助成金は、交付決定後、助成事業者に対し、その請求に基づいて原則として概算払いにより支払い、前条の規定による通知の後、これを精算するものとする。

（取得財産等の処分）

第１６条　当協会は、第１０条第３項第２４号として付した条件に基づく承認の申請があった場合には、これを審査し、その内容が適正であると認めるときは、これを承認し、その旨を当該申請をした助成事業者に速やかに通知するものとする。

２　前項の承認を受けなければならない取得財産等は、取得価額又は効用の増加価額が単価５０万円以上の機械及び重要な器具とする。
３　第１項の承認を受けなければならない期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を準用する。なお、当協会が別に定める場合は、その期間とする。

（交付決定の取消）
第１７条　当協会は、次のいずれかの場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
（１）助成事業者が助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
（２）助成事業者が交付決定の内容に違反した場合
（３）助成事業者が交付決定に付された条件に違反した場合
（４）助成事業者が法令に違反した場合
（５）助成事業者が助成事業に関して不正又は虚偽の報告をした場合
（６）助成事業者が第８条第２項の規定による誓約に違反した場合
（７）防衛大臣が、認定装備移転仕様等調整計画の認定を取り消した場合
（８）防衛大臣が、認定装備移転仕様等調整計画の変更を認定した場合
（９）天災地変その他交付決定後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
２　前項第１号から第８号までに掲げるものについては、第１４条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用する。
３　当協会は、第１項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を速やかに助成事業者に通知するとともに、防衛省に報告するものとする。

（返還等）
第１８条　当協会は、前条第１項（第７号及び第８号を除く。）の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
２　当協会は、前条第１項第７号又は第８号の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、請求する返還の額に関する防衛省からの指示に従って、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
３　当協会は、第１４条の規定により額の確定をした場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
４　当協会は、前３項の規定により助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により速やかに助成事業者に通知するものとする。
（１）返還すべき助成金の額
（２）加算金及び延滞金に関する事項
（３）返還期限
５　当協会は、助成事業者が、返還すべき助成金を前項第３号の返還期限までに返還しな

かったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還金額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を請求するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う返還）

第１９条　当協会は、第１０条第３項第３０号として付した条件に基づく報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（加算金の計算）

第２０条　当協会は、助成金が２回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

２　当協会は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その返還金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第２１条　当協会は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未返還額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未返還額は、その返還金額を控除した額によるものとする。

２　前条第２項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

（監査）

第２２条　当協会は、助成事業の適正かつ効率的な運営を確保するため必要があると認める場合には、定期又は臨時に、助成事業者の助成金に係る業務の処理について監査を実施するものとする。

２　監査は、書面により又は実地に行う。

３　監査を実施する者は、その実施に当たっては、関係者の意見を十分に徴し、かつ、助成事業者の業務の執行に支障を与えないよう努めるものとする。

第３章　基金の管理等

（基金の管理等）

第２３条　当協会は、防衛生産基盤強化法第１８条第１項に規定する基金（以下単に「基金」という。）について善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

２　当協会は、防衛生産基盤強化法第１８条第４項の規定により、基金の運用に係る業務上の余裕金を運用するときは、次の方法により行うものとする。

（１）国債の取得

（２）銀行への預金

（３）信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和１８年法律第４３号）第１条第１項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補填の契約があるもの

３　前項の基金の運用については、元本の償還の確実性及び認定装備移転事業者に対する適時かつ適切な支援が確保される方法により行うものとし、基金の運用によって生じた利子その他の収入金に相当する金額は基金に充てるものとする。

４　当協会は、防衛生産基盤強化法第２０条及び第２２条並びに施行規則第２３条及び第２４条の規定により、装備移転支援業務（基金に係る業務を除く。）、基金に係る業務及び当協会の行うその他の業務ごとに経理を区分して整理し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくものとする。

５　当協会は、防衛生産基盤強化法第１８条第８項の規定により、毎事業年度終了後６月以内に、基金に係る業務に関する報告書を作成し防衛大臣に提出しなければならない。

第４章　照会・相談業務

（照会・相談業務）

第２４条　当協会は、照会・相談業務の実施に当たって、装備移転支援担当課に相談窓口を設置した上で、ホームページ等に連絡先を掲載し、装備移転仕様等調整を実施しようとする者の照会及び相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第５章　秘密の保持

（情報管理体制）

第２５条　当協会は、保護すべき情報（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第４６０８号。１９．４．２７）第１に規定する「取扱い上の注意を要する文書等」及び同通達第８に規定する「注意電子計算機情報」並びにこれらの情報を利用して作成される情報又はそれらを類推させる情報であって、指定装備移転支援法人に保護を求める情報として防衛省が指定したものをいう。以下同じ。）を適切に取り扱うため、第４条に規定する装備移転支援担当理事を装備移転支援業務に係る情報管理総括責任者とし、当該情報管理総括責任者に防衛省が定めた「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」を満たす体制と同等の体制を整備させなければならない。

２　当協会は、前項の規定によるほか、秘密情報（認定装備移転事業者の認定装備移転仕様等調整計画に記載された情報その他の装備移転支援業務の実施に伴い入手した情報のうち、企業情報等の対外的に公表されていないものをいう。以下同じ。）を適切に管理するため、情報管理総括責任者に秘密情報の管理のために必要な措置を講じさせなければならない。

３　前二項の情報管理総括責任者は、装備移転支援業務に従事する役職員等（非常勤の職員等及び業務委託契約・業務提携契約等を締結した企業等に所属する者を含む。以下同じ。）及び役職員等であった者が、保護すべき情報及び秘密情報について、装備移転支援業務の遂行の目的以外に利用することのないよう、教育の実施その他必要な措置を講じ

るものとする。

第６章　雑則

（装備移転支援業務規程の公表）

第２６条　当協会は、防衛生産基盤強化法第１７条第１項の規定によりこの規程（変更しようとするときは、その変更後のもの。本条において同じ。）について認可を受けたときは、遅滞なく、その装備移転支援業務規程をホームページへの掲載により公表するものとする。

（様式）

第２７条　この規程に定める手続のうち、別表第２の左欄に記載するものに関して用いる書類の様式は、同表の右欄に掲げるものとする。

（その他必要な事項）

第２８条　この規程に定めるもののほか装備移転支援業務に関し必要な事項は、当協会が別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和６年２月２６日から適用する。

別表第１

助成対象費用の区分	助成対象費用の区分の内訳※1		助成金の額
	費目（例示）	費目の内訳（例示）※2	
認定装備移転事業者が認定装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な右に例示する費目その他の費目による費用（一般管理及び販売費及び利子（概算払の場合を除く。）を含む。）	調査費	渉外調整費	当該計画の実施期間において実際に発生したものの額
		市場調査費	
	設計費	設計費	
		試作費	
		試作試験費	
	製造費	加工費	
		設備取得費	
	試験費	完成試験費	
		認証取得費	
		規格適合費	

※１　：　装備移転仕様等調整に関し、新たに発生するものに限る。

※２　：　費目の内訳（例示）の定義は、以下のとおり。

渉外調整費：　装備移転が見込まれる相手国政府等との間の装備移転仕様等調整の検討に係る折衝・交渉に要する費用

市場調査費：　現地専門企業の活用等を含む市場調査・調整に要する費用

設計費　　：　設計図面、作業指示書等の作成に要する費用

試作費　　：　試作品の製作に要する費用

試作試験費：　試作品の試験・評価に要する費用

加工費　　：　設計図面等に基づき、納品物の製造に要する費用

設備取得費：　製造に必要な設備等の固定資産の取得に要する費用

完成試験費：　完成品の機能・性能の試験・評価に要する費用

認証取得費：　耐空証明等の認証の取得に要する費用

規格適合費：　国際標準規格への適合に要する費用

別表第２

手　　続	様　　式
第８条第１項の規定による交付申請	別記様式第１
第８条第２項の規定による誓約	別記様式第２
第１０条第１項の規定による交付決定の通知	別記様式第３
第１０条第３項第２号として付した条件に基づく交付申請の取下げの申出	別記様式第４
第１０条第３項第３号として付した条件に基づく助成事業の内容等の変更の承認の申請	別記様式第５
第１０条第３項第４号として付した条件に基づく助成事業の内容等の軽微な変更の届出	別記様式第６
第１０条第３項第５号として付した条件に基づく助成事業の中止又は廃止の承認の申請	別記様式第７
第１０条第３項第９号として付した条件に基づく契約の承認の申請	別記様式第８
第１０条第３項第１３号として付した条件に基づく助成事業の実施が困難な場合等の報告	別記様式第９
第１０条第３項第１４号として付した条件に基づく実施状況に関する毎年度の報告	別記様式第１０
第１０条第３項第１５号として付した条件に基づく実施状況に関する随時の報告	別記様式第１１
第１０条第３項第１６号として付した条件に基づく助成事業の実績の報告	別記様式第１２
第１０条第３項第２４号として付した条件に基づく取得財産等の処分の承認の申請	別記様式第１３
第１０条第３項第２９号として付した条件に基づく取得財産等の処分による収入の報告	別記様式第１４
第１０条第３項第３０号として付した条件に基づく消費税等に係る仕入控除税額の報告	別記様式第１５
第１２条第１項の規定による助成事業の内容等の変更の承認の通知	別記様式第１６
第１３条の規定による助成事業の中止又は廃止の承認の通知	別記様式第１７
第１４条の規定による助成金の額の確定の通知	別記様式第１８
第１５条の規定による精算払の請求	別記様式第１９
第１５条の規定による概算払の請求	別記様式第２０
第１６条第１項の規定による取得財産等の処分の承認の通知	別記様式第２１
第１７条第３項の規定による交付決定の取消しの通知	別記様式第２２
第１７条第３項の規定による交付決定の取消しの報告	別記様式第２３
第１８条第１項、第２項又は第３項の規定による助成金の返還の請求	別記様式第２４

（資料４）

参　照　条　文

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）（抄）

（装備移転仕様等調整計画の認定）

第九条　装備品製造等事業者は、外国政府に対する装備移転が見込まれる場合において、当該装備移転の対象となる装備品等と同種の物品（以下この項及び次項第一号において「移転対象物品」という。）について、防衛大臣の求め（当該移転対象物品の仕様及び性能を、我が国と当該外国政府との防衛の分野における協力の内容に応じて第二十七条第一項に規定する装備品等秘密の保全その他の我が国の安全保障上の観点から適切なものとするために行うものに限る。）に応じてその仕様及び性能の調整を行おうとするときは、単独で又は共同で、その求めに応じて行う移転対象物品の仕様及び性能の調整（以下「装備移転仕様等調整」という。）に関する計画（以下この節において「装備移転仕様等調整計画」という。）を作成し、防衛省令で定めるところにより、これを防衛大臣に提出して、その認定を受けることができる。

２及び３　（略）

（指定装備移転支援法人の指定及び業務）

第十五条　防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であって、第三項に規定する業務（以下この節において「装備移転支援業務」という。）に関し次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定装備移転支援法人として指定することができる。

一　装備移転支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二　装備移転支援業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務を行うことによって装備移転支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三　前二号に掲げるもののほか、装備移転支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとして、防衛省令で定める基準に適合するものであること。

２～７　（略）

（装備移転支援業務規程）

第十七条　指定装備移転支援法人は、装備移転支援業務を行うときは、防衛省令で定めるところにより、当該装備移転支援業務の開始前に、装備移転支援業務に関する規程（以下この条において「装備移転支援業務規程」という。）を定め、防衛大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　装備移転支援業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一　第十五条第三項第一号に掲げる業務に関する次に掲げる事項

イ　認定装備移転事業者に対する助成金の交付の要件に関する事項

ロ　認定装備移転事業者による助成金の交付申請書に記載すべき事項

ハ　認定装備移転事業者に対する助成金の交付の決定に際し付すべき条件に関する事項

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項として防衛省令で定める事項

二　次条第一項に規定する基金の管理に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、装備移転支援業務に関し必要な事項として防衛省令で定める事項

３　防衛大臣は、第一項の認可の申請が基本方針及び装備移転支援実施基準に適合するとともに、装備移転支援業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであると認めるときは、その認可をするものとする。

４　防衛大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

５　指定装備移転支援法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その装備移転支援業務規程を公表しなければならない。

６　防衛大臣は、指定装備移転支援法人の装備移転支援業務規程が基本方針及び装備移転支援実施基準に適合しなくなったと認めるときは、その装備移転支援業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（基金）

第十八条　指定装備移転支援法人は、装備移転支援業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

一　認定装備移転事業者による認定装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整に係る業務であって、装備移転が安全保障上の観点から適切に行われるために緊要なもの

二　複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年

度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2　国は、予算の範囲内において、指定装備移転支援法人に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

3　基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。

4～7　（略）

8　指定装備移転支援法人は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に防衛大臣に提出しなければならない。

9　防衛大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

公益財団法人防衛基盤整備協会令和７年度防衛装備移転円滑化基金に係る業務に関する報告書に付する防衛大臣の意見

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第１８条第９項の規定に基づき、公益財団法人防衛基盤整備協会令和７年度防衛装備移転円滑化基金に係る業務に関する報告書に付する防衛大臣の意見は次のとおりである。

防　衛　大　臣

令和７年度防衛装備移転円滑化基金に係る業務については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

１．公益財団法人防衛基盤整備協会においては、事業の効果的な運用を目指し、基金を造成し、令和６年度に引き続き基金の管理体制を整備し、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第９条の規定に基づき認定を受けた装備移転仕様等調整計画に従って行われる事業に対して、助成金の交付業務を行うなど、着実に業務を実施した。

２．基金の管理については、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律、装備移転支援実施基準（令和５年１０日１０日防衛大臣決定）、公益財団法人防衛基盤整備協会装備移転支援業務規程（令和６年防基理第１号）等に基づき、適切な運用が図られた。